

第1部 FCJについて		
No.	ご質問	ご回答
1	結局のところ河川などのPFAS汚染の原因について業界は何も把握していないことが分かっただけであり、いくらPFASの有用性をうたっても規制の流れは止められないでしょう。すでに発生していることが明らかなPFAS汚染について、フッ素業界は何を把握していて何をアクションしようとしているのでしょうか？また我々業界としてはポリマーPFASのLCAについてのもっとアカデミックな情報（ポリマーPFASの自然界での分解過程など）が欲しいです。	ご意見ありがとうございます。 PFASの河川等における影響について、現時点で業界が十分に把握しきれていないとのご指摘は真摯に受け止めております。 PFASは多様な用途で利用されてきた経緯があり、環境への流出経路や過去の排出履歴の特定は非常に複雑であることが現状です。 最近の学術研究では、高分子のPFASは従来の低分子PFASとは挙動やリスクが異なることが示されており、現時点では自然界での分解過程や影響について十分な知見が蓄積されていません。 今後もFCJでは科学的根拠に基づいた情報収集・分析を継続し、最新の科学的知見および業界の取り組み状況を共有してまいります。
2	“特定PFAS”との名称は的確だと思うのですが、一般的理解度や普及度合いは如何でしょうか？	「特定PFAS」という名称は、規制や管理の対象となるPFASを明確に区分するために使われております、専門的な観点からは非常に的確で分かりやすいと認識しています。 実際、行政や業界、専門家の間ではその定義や意義について共通理解が進んでおります。 一方で、一般の方への浸透度に関しては、まだ十分とは言えない状況です。PFASは多くの報道や情報で取り上げられていますが、「特定PFAS」という区分については、詳細な内容や規制の背景まで理解されている方は限られているのが現状です。 特に、なぜ“特定”として区別する必要があるのか、またどのような物質がその対象となるのかについては、引き続き分かりやすい情報発信が求められています。 FCJとしても、ホームページやウェビナーなどを通じて、用語の意味や背景、規制対象となるPFASの特徴などを分かりやすくお伝えする取り組みを進めています。
3	P27の非高分子PFASの排出量ですが、測定法の言及はありますでしょうか？	Annex Bの243ページに記載があります。
4	“特定PFAS”的提唱に関して、日本国内における非専門家・一般消費者に“PFAS”的本質を周知する活動や国内法整備にあっては有効だと思います。しかしながら、グローバル、特に欧洲においては、受け入れて頂けない概念の様に思います。 自動車セクターにおいては、経産省/環境省補助事業として欧洲ELV規則(案)への対応を見越した再生プラスチック利活用検討が行われていますが、FCJリサイクルプロジェクトも、これと同様のコンソーシアムによるプロジェクトでしょうか？	FCJリサイクルプロジェクトでは、第1段階でフッ素樹脂リサイクルを目指しており、家電、自動車、半導体分野で関係省庁、関連団体の協力支援のもと、回収部品のリサイクル性の技術立証に取り組んでいます。検証できた段階で、それぞれの分野でコンソーシアムを提案・承認いただく方向で活動を展開しております。
5	・日本でのPFAS規制について 1)欧洲でPFAS規制されたとしても、日本ではPOP s条約の廃絶対象とならない限りは規制されることはないのでしょうか？ 2)既にPOP s条約の動きもあるのでしょうか？ ・リサイクルについて 3)現在フッ素樹脂のリサイクルを実施されている例はあるのでしょうか？	1) 現段階ではそのように認識しております。 2) 現段階で、LC-PFCA以降の提案はなされておりません。 3) サプライチェーン中流（最終製品での使用前）ではリサイクルが行われております。
6	今までのウェビナーの繰り返しの内容が多く含まれていたので、新規と継続参加者で分けても良いのではないかと感じました。	貴重なご意見ありがとうございます。今後のウェビナーの参考にさせていただきます。

第2部－1 欧州PFAS規制の最新動向について		
No.	ご質問	ご回答
1	PFAS規制の検討をリードしている国（強い規制を求めている国）はどこになるでしょうか？	規制を提案した国はドイツ、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェーの5ヶ国です。
2	資料P29での医療部材3件(特にレンズ)の提案が撤回とはどのような処置なのか？	フッ素ポリマー及びバーフルオロポリエーテルの使用に対する制限提案の除外事項（5年もしくは12年間の猶予期間後に禁止）になります。 当初の提案ではa～yの15項目でしたがV14ではa～yの25項目になりました。当初の提案のi, k, m用語が対象から除外されたと解釈しました。以下の当初案とV14をご確認願います。 当初案: https://echa.europa.eu/documents/10162/f605d4b5-7c17-7414-8823-b49b9fd43aea(P27~) V14: https://echa.europa.eu/documents/10162/17233/rest_pfas_bd_draft_240625_en.pdf/86488ab5-30c9-f7b9-547d-84db15535d9a?t=1755590462498(P38~)
3	P43～45で評価内容 EffectivenessについてRO3の数値が示されていますが、どんな内容から算出されたのか分かりませんでした。	ベースラインはPFASの制限が導入されない場合の各セクターにおける排出量試算値となります。これに対して、RO3の施策を導入した場合の排出削減率がEffectivenessとして数値で記載されています。例えば、エレクトロニクス及び半導体セクターでは、半導体製造においてのみ排出削減を伴う維持(RO3)、同セクターのその他の用途については猶予期間を伴う禁止(RO2)で試算されています。詳細につきましては、各セクターで該当する背景文書のAppendix Eをご参照ください。
4	欧州製薬団体のEFPIAがパブコメを提出したと講演資料に記載されていましたが、どのような内容の意見を出していたかを現時点で確認することはできるでしょうか？	EFPIAのパブコメはECHAのサイトのPart19 4455、Part109 9063に記載されています。 https://echa.europa.eu/it/comments-submitted-to-date-on-restriction-report-on-pfas
5	V14で工業用途で使用される水処理・浄化用のフィルターおよび分離媒体としてのフッ素ポリマーが猶予期間が6.5年が提案されていますが、工業用途に半導体も含まれますでしょうか？	半導体は工業用途とは別に、電子機器・半導体としてセクターが設けられております。
6	2025年8月末のECHAアップデート内容より、フッ素ポリマーについても初めて言及され、即時撤廃というトーンではなくになっていると理解しました。具体的には移行期間の猶予付きになる可能性が高いと考えておいて宜しいでしょうか？ 一方で、低分子PFASについては予定期通り規制化される可能性が高いのでしょうか？	重要産業用途については猶予つきになる可能性もあると考えますが、現時点では不透明です。 低分子PFASについては、セクタ次第の部分もありますが、予定期通り規制化される可能性が高いと考えています。
7	PFAS製造(フッ素ポリマー)におけるPFASの環境排出を規定した制限適用除外について、PFAS製造(フッ素ポリマー)業者がPFASの環境排出へ配慮した製造を実施する場合、そのポリマーを使用した製品はどのように扱われるのでしょうか？ 例えば電子機器に使用され猶予期間が6.5年の場合、排出管理を実施しているメーカーから購入した高分子PFASを使用すれば、猶予期間は撤廃されるのか？	PFAS製造(フッ素ポリマー)業者がPFASの環境排出へ配慮して製造したポリマーを使用した製品は、使用されるそれぞれのセクター用途により移行期間、猶予期間が課せられます。
8	猶予期間が6.5年とか13.5年と言う中途半端な数字になっているなぜでしょうか？	P13をご参照願います。移行期間1.5年のあとに、用途により猶予期間5年、12年が設定されており、合計6.5年、13.5年となります。
9	スライド35枚目の質問です。 潤滑剤セクターは、産業用途および専門用途における潤滑油または潤滑油添加剤（提案された猶予期間13.5年）のことですが、「産業用途および専門用途」以外の用途は一般消費者向け用途と考えてよろしいのでしょうか？その他の用途はあるのでしょうか？ 一般消費者の潤滑油は例えば、ホームセンターで販売している潤滑油と考えればよろしいのでしょうか？ 仮にこの制限案通りになった場合、一般消費者向け用途は通常の移行期間（1.5年）後に禁止になるという理解でよろしいでしょうか？	「産業用途および専門用途」という表現につきましては、産業現場での使用と産業現場以外での使用を区別するためと理解することが推奨されております。そのため、正確には使用者による区別とはされておりませんが、通常、一般消費者向け用途は産業現場以外での使用も想定されていると考えますので、「産業用途および専門用途」以外になると理解しています。 現時点では一般消費者向け用途は通常の移行期間（1.5年）後に禁止になるという理解です。

10	医農薬の分野に関して、EUではそれぞれ別の規制下で適切の評価されていることから一括規制の対象外との理解ですが、これらの分野は今後も一括規制に組み込まれる可能性は全くないと考えて良さそうでしょうか？	現時点では、医薬品および農薬はそれぞれ別の規制枠組みに基づいて評価・管理されており、PFASの一括規制案の対象外とされています。 ただし、今後の動向について完全に「一括規制に組み込まれる可能性が全くない」と断言することは難しいです。EUの規制は科学的知見や社会的要請に基づいて進化するため、留意する必要があります。今後の規制動向を注視し、必要に応じて最新情報を確認することをお勧めします。
11	背景文書の解説(V14)第4項のj~IIについて再生材の除外項目がありますが、意図的に添加されたPFASに関しての除外になるのか、それとも意図しない廃材由来からのPFASも認めているのか？	再生材に関する適用除外は、背景文書の条文4項j/k/lに提案されており、本文13頁に説明が記載されています。それぞれにおいて、「which might contain PFAS above the specified concentration limits due to contamination resulting from the intentional use of PFAS」と記載されているため、意図的使用されたPFASの影響を考慮した上での提案と考えられます。なお、再生対象となる繊維やボリマーにフッ素ポリマーは含めない、ことも記載されています。
12	農薬でも分解物(代謝物)としてPFASを放出する可能性のあるものはPFAS規制される可能性はあるのでしょうか？	現時点では、農薬の分解物や代謝物として生成されるPFASが直接的に規制されているわけではありません。

第2部－2 パブコメ準備について

No.	ご質問	ご回答
1	今回のパブコメで意見の提出方法についてレクチャーはありますか？	10月30日にECHAによる「パブコメに関するウェビナー」が開催され、その概要をFCJホームページで紹介しておりますのでご参照ください。 https://fcjpj.jp/european-pfas.html FCJの次回第7回ウェビナーは、SEAC意見草案公開後の2026年3月頃を予定しております。詳細は、FCJホームページで随時更新いたしますので、最新情報をご確認ください。
2	各カテゴリの企業間で連携する方が、個々に提出するより重みが出るように思われますが、そのような連携組織体の有無がはっきりしなかったので、ご教示いただけないでしょうか？	FCJがコアとなって対象となる事業者団体様にできるだけ広くことを考えております。どのような連携イメージをお持ちか、個別にご相談をお寄せ願えればと思います。
3	10/30にECHAが来年3月予定のSEAC意見書草案についての説明会を開催しました。この説明会について、さらにはこの説明会でECHAが予告していたガイダンス文書についてのFCJウェビナーの予定がありますか？	10月30日にECHAによる「パブコメに関するウェビナー」の概要はFCJホームページで紹介しておりますのでご参照ください。 https://fcjpj.jp/european-pfas.html FCJの次回第7回ウェビナーは、SEAC意見草案公開後の2026年3月頃を予定しております。詳細は、FCJホームページで随時更新いたしますので、最新情報をご確認ください。
4	パブコメは工業会として先ず出すことになると思いますが、個社からも、例え工業会と同様の意見であったとしても出した方が良いのでしょうか。(コメントの数も重要?)	今回のパブコメはアンケート方式になります。業界でしか答えられない内容、個社で出した方がより有効な内容、例えば、経済影響については、業界全体の影響を、個社は会社としての影響を提出することなどが重要と考えます。
5	パブコメ提出前に再度セミナー(Webinar)開催していただけるとのことでしたが、大体いつ頃を予定されていますでしょうか？	10月30日にECHAによる「パブコメに関するウェビナー」が開催され、その概要をFCJホームページで紹介しておりますのでご参照ください。 https://fcjpj.jp/european-pfas.html FCJの次回第7回ウェビナーは、SEAC意見草案公開後の2026年3月頃を予定しております。詳細は、FCJホームページで随時更新いたしますので、最新情報をご確認ください。
6	私が関係している製品はRO2 13.5年猶予、もしくはRO3に分類される見込みであると本日の資料にありました。この分類が“受け入れられる”と社内もしくは業界団体で判断した場合、この先のパブコメへの対応は必要でしょうか？	ウェビナーで取り上げた背景文書は、あくまでドラフトであり、最終決定案ではなく最終案に反映されるとは限りません。従いまして、RO2またはRO3として背景文書内で評価されていたとしても、来年3月実施予定のパブコメでは、文案内容を支持するのかしないのか等、意見提出されることを推奨いたします。
7	REACH制限物質への追加検討は、POPS条約との整合性を踏まえ4物質群(PFOS,PFOA,PFHxS,C9-C21 LC-PFCA)が制限されようとしているのか、それとも予防原則に則り全PFAS群で規制されようとしているのかどちらなんでしょうか？	予防原則に則り全PFAS群を1つのグループとして、一括で規制しようとしています。

第2部－3 米国PFAS規制の最新動向について

No.	ご質問	ご回答
1	・カルifornニア州の動向はどう見えていますか？知事はより強い規制を求めていると考えられますか？ ・政治情勢の影響をどう見えていますか？共和党と民主党との違い。	ウェビナー資料にありました通り、カリフォルニア州ではSB682という規制法案が知事によって否決されましたが、今後さらに新たな規制が州議会に提案・審議されるかどうかについては不明です。 細かな政策、スタンスの違いはありますが、PFAS規制の大きな流れそのものは政権交代でも変わっていません。
2	連邦政府と各州との意見統一はできない(意見統一の気配もない)のでしょうか？	連邦政府と各州政府で意見統一するという動きはありません。両者に矛盾が生じた場合、基本的に連邦法が優先されます。
3	ウェビナーでは触れられていませんでしたがニューメキシコ州HB212に基づく実施規則案での表示要求を懸念しています。この実施規則はいつ頃制定されてしまうのでしょうか？また、米国の他の州でも同様な要求または案が既に存在しますか？	現在提案されている案文では2027年1月1日からとされていますが、正式な発効日については未定です。また、ニューメキシコ州と同様のラベル規則を設けている州は今のところありません。
4	連邦法と州法との間で差異が生じている状態にあって、企業としてどの様な対応を取るべきでしょうか？	連邦法(TSCA等)に関する情報を注視しつつ、実際に商取引を行う州の最新の州法を確認する必要があります。
5	スライド66枚目の質問です。 メイン州、ミネソタ州、ニューメキシコ州では自動車用の駆動系油潤滑油(ATF,CVTF,SAF(ショックアブソーバーフルード))等は適用除外になるのでしょうか？自動車用の駆動系油潤滑油も2032年1月1日から禁止になるのでしょうか？ メイン州、ミネソタ州、ニューメキシコ州では成形品も禁止になるのでしょうか？自動車用の駆動系油潤滑油を組み込んでいる自動車も2032年1月1日から禁止になるのでしょうか？	ご質問にある3州(メイン、ミネソタ、ニューメキシコ)の中で、メインとニューメキシコの2州については自動車が規制の適用除外用途となっています。従って、自動車向けに供給される潤滑油(成形品)については規制対象外となります。 一方でミネソタについては、CUU(現在避けられない用途)として州当局から認められない限り、2032年1月1日から自動車向け潤滑油(成形品含む)も規制対象となります。
6	各州での規制では「製品」として規制されるとの認識なのですが、消費者が使用的する「最終製品」との理解で合っているのでしょうか？例えば、PFASに該当する農薬等の原体をPFAS一括制限対象の州で生産し、他のPFAS一括制限されていない州で製剤化し、制限されていない州で流通させることは可能なのでしょうか？	各州ごとに規制対象となる用途が異なります。実際に商取引が行われる州の州法を確認する必要があります。
7	連邦法と州法で独立した動きになっており、化学物質管理する企業側としてもかなり困惑している状況ですが、EPAで米国として方針をまとめていくような動きはあるのでしょうか？	いまのところ連邦政府と各州政府で方針を統一するという動きはありません。
8	米国各州のPFAS規制は、各州で規制の内容が違っていて困惑しています。 米国内で規制の整合を図るような動きはないのでしょうか？	各州が規制内容について整合を図る動きはありません。

その他

No.	ご質問	ご回答
1	PFAS定義についての質問です。 ①米国の各州のPFAS定義で「("CF3"-または"CF2"-基を1つでも有すれば該当)」との記載があります。フルオロベンゼンのような部分骨格を有する化合物も該当するのでしょうか? ②IUPACでもPFAS定義を検討されていますが、この影響をどう捉えていますか?	①フルオロベンゼンのように、不飽和結合に直接フッ素が結合した構造しか持たない化合物については、「完全にフッ素化された」という定義からは外れると考えられます。 ②IUPACでの定義の検討は、各国、地域、機関で異なっているPFAS定義の標準化の一助となり、ステークホルダー間での共通理解を促すのに役立つものと考えます。一方で、直接的に規制に影響するかは予測が難しいと捉えています。
2	FCJのご意見は、日本=経産省の意見と同じであるとの認識でよいのでしょうか？	別組織ですので最終的な意思決定は個別になります。一方で、経産省、環境省などと積極的に意見交換を行い連携を図っておりますので、引き続きFCJとして意見提案を行っていきたいと考えております。

3	一企業でフッ素樹脂のリサイクルを実施するのは難しいと思われますが、団体でフッ素樹脂リサイクルを進めるという動きはあるのでしょうか？	FCJでも様々な業界団体とリサイクルに関する連携を試みております（概要のみですがウェビナー資料P11で紹介しております）。また、フッ素樹脂工業会様でもリサイクルへの取り組みが紹介されておりますのでご参考にしていただければ幸いです。 フッ素樹脂工業会様： http://www.jfia.gr.jp/recycling.html
4	P21の"U-PFAS"は"EU-PFAS"でしょうか？	欧洲ではPFAS一括をユニバーサルPFAS（U-PFAS）と称することがあり、その表現を使用しております。